

『くれない会会則』

- 第1条 (名 称) 本会を武蔵野大学中学校・高等学校同窓会「くれない会」と称する。
- 第2条 (所在地) 本会の本部を学校法人武蔵野大学紅雲台に置く。
〒202-8585 東京都西東京市新町1-1-20
- 第3条 (目 的) 本会は会員相互の親睦をはかるとともに母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 (会 員) 本会は下記の会員をもって組織する。
1. 正会員 武蔵野女子学院高等女学校、専攻科、高等学校、武蔵野大学高等学校卒業生。
2. 特別会員 学校法人武蔵野大学理事長、中学校、高等学校教職員（旧教職員を含む）
3. 準会員 中学校卒業生及び中途退学者は希望によって準会員とする。
- 第5条 (役 員) 本会に次の役員を置く。役員の任期は3年とし、重任を妨げない。
1. 会長 (1名) 正会員より委員会が推薦し、総会で承認する。
2. 副会長(若干名) 正会員より委員会が推薦し、総会で承認する。
3. 監査 (2名) 正会員より委員会が推薦し、総会で承認する。
- 第6条 (委 員) 学年毎に各クラス2名選出する。
- 第7条 (名誉会長) 学校法人武蔵野大学理事長を名誉会長とする。
- 第8条 (顧 問) 校長及び前会長を顧問とする。
- 第9条 (事務局) 本会の事務を処理するため事務局を置き、会員中より専従者若干名を選ぶ。
- 第10条 (活 動) 本会は下記の活動を行う。
1. 会員名簿の整理及び管理
2. 会報「くれない」の発行
3. 新会員の委員会及び入会式の開催
4. 母校の行事（宗教行事・中高文化祭等）に参加
5. 教養講座、バス旅行の開催
6. その他本会の目的を達成するために必要な活動
- 第11条 (総 会) 定期総会は原則として毎年1回、6月第1土曜日に開催し、決算の承認、予算、活動報告及び計画策定、役員の変更その他重要事項の議案について、出席者の過半数をもって決する。
- 第12条 (委員会) 委員会は役員と委員で構成し、原則として毎年1回、定期総会議案を審議するため、総会の前に開催する。なお、議案は過半数をもって決するものとし、欠席者は書面審議による採否を委員会開催の10日前までに事務局に伝えなければならない。但し、応答がない場合は会長に委任したものとみなす。
- 第13条 (会 費) 正会員、準会員は入会の際、入会金15,000円を納めるものとする。
又、維持会費として、年間1,000円を納めるものとする。
諸事情により変更のある場合は、委員会及び総会にて審議され決定する。
- 第14条 (経 費) 本会の経費は入会金、維持会費、寄付金、その他をもって充てる。
会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。
- 第15条 (支部会) 本会は必要な地方に支部会を置くことができる。
地域が遠隔であり、10人以上の会員を有し、支部会を結成する希望のあるときは、委員会及び総会でこれを承認する。（現在は近畿支部のみ設置）
- 第16条 (会則の改正) 本会則の改正は、委員会及び総会に於いて出席者の3分の2以上の賛成を得て行う。
- (補 則) (1) この会則は令和5年6月3日より実施するものとする。
(2) 住所氏名が変更した場合は必ずくれない会事務室に連絡するものとする。

昭和29年10月1日制定

平成8年5月20日改正

昭和34年8月1日改正

平成12年5月20日改正

昭和54年5月20日改正

平成18年6月3日改正

昭和60年4月1日改正

平成23年6月4日改正

平成31年4月1日改正

令和5年6月3日改正